

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 }
無線工学 2 4 問 } 3 時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 無線局の予備免許を受けた者が総務大臣から指定された工事落成の期限（工事落成の期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出をしないときに、総務大臣から受ける処分に関する次の記述のうち、電波法（第11条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許を拒否される。
- 2 無線局の予備免許を取り消される。
- 3 速やかに工事を落成するよう命ぜられる。
- 4 工事落成期限の延長の申請をするよう命ぜられる。

[2] 次の記述は、申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条及び第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、 A 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 B 特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- ② 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が不正な手段により電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による①の指定の変更を行わせたときは、 C ことができる。

A	B	C
1 電波の型式、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上	6箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命ずる
2 電波の型式、周波数、空中線電力	混信の除去その他	その免許を取り消す
3 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上	その免許を取り消す
4 無線設備の設置場所、電波の型式、周波数、空中線電力	混信の除去その他	6箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命ずる

[3] 周波数測定装置の備付け等に関する次の記述のうち、電波法（第31条及び第37条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線電力10ワット以下の送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
- 2 26.175MHz以下の周波数の電波を利用する送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
- 3 電波法第31条の総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の2分の1以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- 4 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない（注）。

注 総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合を除く。

[4] 次の記述は、「周波数の許容偏差」及び「占有周波数帯幅」の定義について述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の **A** からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表わす。
- ② 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の **B** に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等 **B** の比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

A	B
1 特性周波数の基準周波数	0.1パーセント
2 特性周波数の割当周波数	0.5パーセント
3 特性周波数の基準周波数	0.5パーセント
4 特性周波数の割当周波数	0.1パーセント

[5] 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について述べたものである。無線設備規則（第20条及び第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 送信空中線の型式及び構成は、次の(1)から(3)までに適合するものでなければならない。
- (1) 空中線の **A** になるべく大であること。
- (2) 整合が十分であること。
- (3) 満足な **B** が得られること。
- ② 空中線の **B** は、次の(1)から(4)までに掲げる事項によって定める。
- (1) 主輻射方向及び副輻射方向
- (2) 水平面の主輻射の角度の幅
- (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- (4) **C** よりの輻射

A	B	C
1 利得	電気的特性	給電線
2 利得及び能率	電気的特性	送信装置
3 利得及び能率	指向特性	給電線
4 利得	指向特性	送信装置

[6] 無線局（登録局を除く。）に選任されその選任の届出がされた主任無線従事者の職務に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、主任無線従事者が行わなければならない職務に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法に規定する申請又は届出を行うこと。
- 2 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 3 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人に対して意見を述べること。
- 4 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。

[7] 次の記述は、無線設備の機器の試験又は調整のための無線局の運用について述べたものである。電波法（第57条）及び無線局運用規則（第22条及び第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく を使用しなければならない。
- ② 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に を与えないことを確かめなければならない。
- ③ ②の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、他の無線局から停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。
- ④ 無線局は、③により聴守を行った結果、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に を与える旨の通知を受けたときは、直ちに しなければならない。

A	B	C
1 送信空中線	混信	空中線電力を低減
2 送信空中線	障害	その電波の発射を中止
3 疑似空中線回路	混信	その電波の発射を中止
4 疑似空中線回路	障害	空中線電力を低減

[8] 一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 2 無線通信は、試験電波を発射した後でなければ行ってはならない。
- 3 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 4 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

[9] 次の記述は、電波の質等について述べたものである。電波法（第28条及び第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が①の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- ③ 総務大臣は、②の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が①の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に させなければならない。
- ④ 総務大臣は、③により発射する電波の質が①の総務省令で定めるものに適合しているときは、 しなければならない。

A	B	C
1 空中線電力の偏差等	電波を試験的に発射	当該無線局に対してその旨を通知
2 高調波の強度等	電波の質の測定結果を報告	当該無線局に対してその旨を通知
3 空中線電力の偏差等	電波の質の測定結果を報告	直ちに②の停止を解除
4 高調波の強度等	電波を試験的に発射	直ちに②の停止を解除

[10] 次に掲げる事項のうち、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣から受けることがある処分に該当するものはどれか。電波法（第76条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の再免許の拒否
- 2 期間を定めて行われる無線局の運用許容時間、周波数又は空中線電力の制限
- 3 6月以内の期間を定めて行われる無線局の電波の型式の制限
- 4 3月以内の期間を定めて行われる無線局の通信の相手方又は通信事項の制限

[11] 無線局（登録局を除く。）の免許人が電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときに執らなければならない措置に関する次の記述のうち、電波法（第80条）及び電波法施行規則（第42条の5）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その無線局を告発しなければならない。
- 2 その無線局の電波の発射を停止させなければならない。
- 3 その無線局の免許人にその旨を通知しなければならない。
- 4 できる限り速やかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。

[12] 次の記述は、無線局（包括免許に係るものを除く。）の免許状について述べたものである。電波法（第24条）及び無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 **A** しなければならない。
- ② 免許人は、電波法第21条の免許状の訂正を受けようとするときは、次の(1)から(5)までに掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
(1) 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 無線局の種別及び局数
(3) 識別信号 (4) 免許の番号 (5) 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由
- ③ 免許人は、免許状を **B** 等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、次の(1)から(5)までに掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
(1) 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 無線局の種別及び局数
(3) 識別信号 (4) 免許の番号 (5) 再交付を求める理由
- ④ 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたとき、又は免許状の再交付を受けたときは、 **C** 旧免許状を返さなければならない。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

A	B	C
1 速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	破損し、汚し、失った	10日以内に
2 1箇月以内にその免許状を返納	破損し、汚し、失った	遅滞なく
3 1箇月以内にその免許状を返納	破損し、失った	10日以内に
4 速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	破損し、失った	遅滞なく